

大和高田市チャレンジショップ 出店者募集要領（第2回募集）

1. 目的

創業者の育成と市内商店街及び地域産業の振興を図るため、商店街の空き店舗等を利活用し、市内で新たに新店を目指す者に対し、一定期間事業を営むための店舗（以下「チャレンジショップ」という。）を貸し付けます。

2. 対象者

満18歳以上の個人であって、次のいずれにも該当するものとします。

- 新規出店を希望する者
（創業経験は問いませんが、経験がある場合はすでに廃業している必要があります。）
- チャレンジショップの使用期間終了後、市内で正式に開業する意志がある者
（特に、商店街での開業を希望されている方を歓迎します。）
- チャレンジショップが立地する商店街に加入し、規約等を遵守するとともに、地域の活動に意欲的に参加し、協調を図ること
- 創業しようとする業種が許認可等を必要とする場合は当該許認可等を受けていること
- チャレンジショップにおいて直接営業に携わること
- 市町村民税を滞納していないこと

上の規定にかかわらず、店舗の所有者及び市長が適当と認めない者はチャレンジショップを使用することができません。

3. 対象業種

チャレンジショップの使用対象となる業種は、次のとおりです。

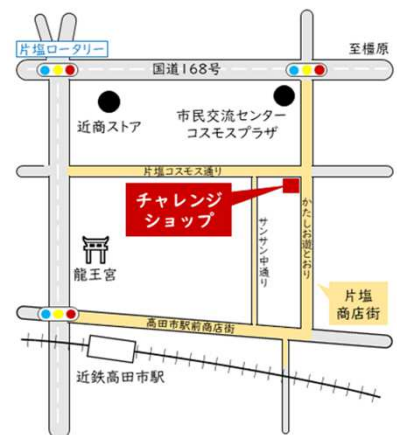
- 小売業、サービス業など（調理を伴う業種、飲食店は対象外です。）
- 1日5時間以上、週5日以上営業を行うもの

また、次のいずれかに該当する営業を行おうとする場合は、チャレンジショップを使用することができません。

- 店舗を著しく汚損し、又は騒音、振動若しくは悪臭を発生するおそれのあるもの
- 公序良俗に反するもの
- 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするもの
- フランチャイズ方式による営業を行うもの
- 午後5時以降の夜間営業のみを行うもの
- このほか、店舗の所有者及び市長がチャレンジショップとして適当と認めないもの

4. 店舗概要

- 場所：大和高田市片塩町13番1号
- 面積：32.4㎡（20帖）
- 設備：電気、上下水道、トイレ、エアコン、インターネット環境（Wi-fi）
- 対象業種：小売業、サービス業 **※飲食店は対象外**



5. 経費負担

出店者は、以下の経費を負担していただきます。

- チャレンジショップの使用料：月額7,000円（税込）
- 内装設備、備品購入、広告宣伝など開店に伴う費用
- 水道光熱費など営業に伴う費用
- 商店街会費、町内会費
- 退去時の現状復旧に必要な費用
- その他発生する費用については、出店者、店舗の所有者と市と協議のうえ負担を決定します。

6. 使用期間

令和6年11月1日から令和8年10月31日までの原則2年間

※出店に係る店舗内の準備、退去に係る現状復旧の期間を含みます。

（期間の変更については、チャレンジショップ事業検討委員会にて協議のうえ決定いたします。）

チャレンジショップ店舗のオープンは、令和6年11月1日以降の開店準備が整い次第、随時可能としますが、必ず令和6年12月10日（火）までに行ってください。

7. 申し込み

大和高田市チャレンジショップ使用申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、持参・郵送・メールのいずれかで申請してください。

- （1）事業計画書（様式第2号）
- （2）収支計画書（様式第3号）
- （3）誓約書（様式第4号）
- （4）住民票の写し（本人を含む世帯全員分）
- （5）市町村民税の滞納がない旨の証明書

- 提出先 大和高田市商工振興課

（郵送） 〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4 （メール） syoukou@city.yamatotakada.nara.jp

- 募集期間 **令和6年7月1日（月）～ 令和6年8月13日（火）**

8. 選定方法

「チャレンジショップ事業検討委員会」（**8月下旬を予定**）にて、申請者にプレゼンテーションをしていただき、委員が審査を行い、出店者を選定します。主な審査項目は下記の通りです。

- 商業意欲
- 事業の継続性
- 話題性
- 独創性
- 商店街との協調性
- 地域への貢献性 など

9. 変更等

出店者は、事業計画を変更し、又は中止しようとする場合は、大和高田市チャレンジショップ事業計画（変更・中止）承認申請書（様式第7号）を変更が生じた場合は、当該事由の発生日から10日以内に、中止しようとする場合は、退去の日から起算して6か月前までに市長に提出し、承認を受けなければなりません。

10. 実績報告

出店者には、定期的に売り上げや客数などについて、商工振興課に報告していただきます。

- **月次報告**（毎月10日までに）

大和高田市チャレンジショップ営業状況報告書（様式第9号）を提出してください。

- **中間報告**（6か月に1回程度）

大和高田市チャレンジショップ営業状況報告書（様式第9号）を提出するとともに、

大和高田市チャレンジショップ事業検討委員会にて、プレゼンテーションをしていただきます。

- **実績報告**（使用期間終了後20日以内）

次に掲げる書類を提出してください。

（1）大和高田市チャレンジショップ事業実績報告書（様式第10号）

（2）事業実績調書（様式第11号）

（3）収支報告書（様式第12号）

（4）その他必要な書類

11. 事業損益

チャレンジショップの使用により発生した収益及び損失は、使用者に帰属するものとします。

12. 遵守事項

出店者は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- （1）施設等及び商品を使用者の責任において管理すること。
- （2）使用期間中あらゆる事故に備え、必要に応じて保険等の保全措置を講ずること。
- （3）許認可が必要な業種で使用する場合、必要な許認可を取得すること。
- （4）施設等をき損するおそれのある行為をせず、及びさせないこと。
- （5）チャレンジショップ内で喫煙をせず、及びさせないこと。
- （6）チャレンジショップ内及びその周辺の風紀及び秩序を乱さないこと。
- （7）使用を終了したとき又は使用の承認を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、施設等を速やかに原状に回復し、市の点検を受けること。
- （8）施設等を破損し、又は汚損したときは、直ちに市長に報告し、その指示を受けること。

13. 帳簿等

出店者は、大和高田市チャレンジショップ事業の経理に係る帳簿及び当該帳簿に関する書類（以下「帳簿等」という。）を整備し、使用期間が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければなりません。

また、市長が必要と認めたときは、前項の帳簿等を提示するものとします。

14. 努力義務

出店者は、チャレンジショップの使用期間の終了後、本事業の成果を活かし、市内に店舗を設置するよう努めなければなりません。

15. 取消

市長は、使用者が次のいずれかに該当したときは、チャレンジショップの使用承認を取り消すことがあります。

- (1) 申請書等に虚偽の記載があったとき
- (2) 申請書等に記載された事業以外の用途に使用したとき
- (3) 市長の指示に違反したとき

また、市長は、使用者が使用を開始した日の属する年度の翌年度以降において、この事業を終了する場合は、使用承認を取り消すことができます。

大和高田市 商工振興課

〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4
0745-22-1101 (平日 8時30分～17時15分) | syoukou@city.yamatotakada.nara.jp